



(5) 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく
規制区域の指定について



宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく 規制区域の指定について

背景・必要性

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生→甚大な人的・物的被害（令和3年7月）
- 宅地の安全性、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により開発を規制→各法律の目的の限界等から、盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在（一部の地方公共団体では条例を制定して対応）

法律の概要

危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要

法律の概要

- 盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含めて**抜本的に改正**し、土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を**全国一律の基準で包括的に規制**
- ※法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称“**盛土規制法**”
- ※**国土交通省・農林水産省による共管法**とし、両省が緊密に連携して対応

国土交通大臣及び農林水産大臣は、盛土等に伴う災害の防止に関する**基本方針**を策定

1. スキマのない規制

- 規制区域** ◆知事が、**盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域**を**規制区域**(※)として指定
- 規制対象** ◆規制区域内で行われる盛土等を**知事の許可**の対象に（※）宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域

2. 盛土等の安全性の確保

- 許可基準** ◆**災害防止のために必要な許可基準**を設定
- 中間検査
完了検査** ◆①**施工状況の定期報告**、②**施工中の中間検査**及び③**工事完了時の完了検査**を実施

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく 規制区域の指定について

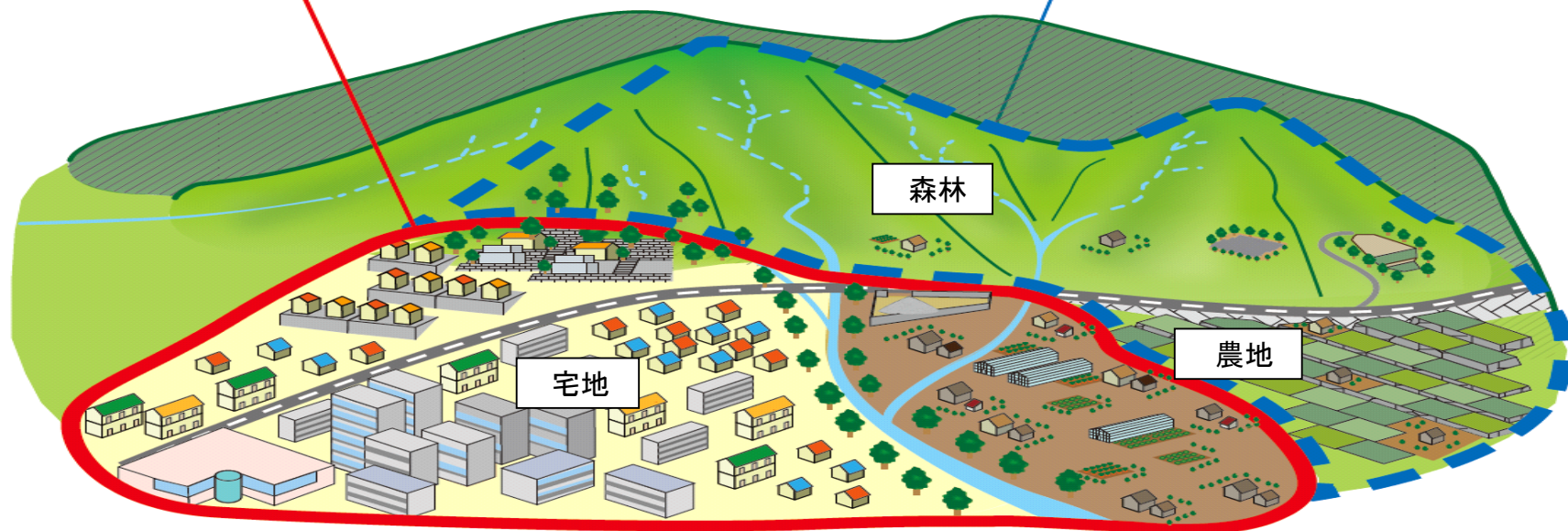
規制区域のイメージ

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定



宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく 規制区域の指定について

規制区域内における規制対象

許可対象となる盛土等の規模

赤文字 宅地造成等工事規制区域 **青文字** 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく 規制区域の指定について

三重県における規制区域設定の考え方

※国から示された基礎調査実施要領（規制区域指定編）に基づき検討

【宅地造成等工事規制区域】

- ・ 都市計画区域のうち、市街化区域及び用途地域の指定のある区域
- ・ 50戸以上の集落のある区域

22.4%が該当

【特定盛土等規制区域】

- ・ 保全対象(※)及びその上流域
(※)保全対象：人家、道路等

74.4%が該当

【規制区域外】 3.2%が該当

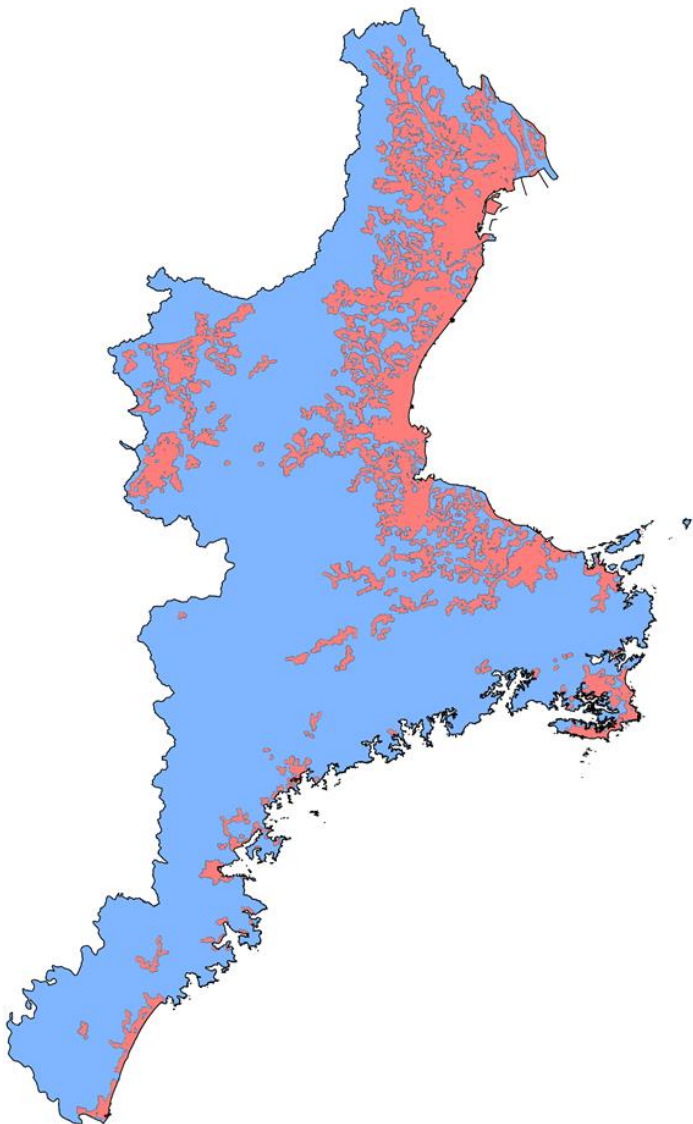
※規制区域から集中的に土砂が持ち込まれる可能性がある

学識経験者及び市町の意見反映

三重県全域をいずれかの規制区域とする

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく 規制区域の指定について

三重県の規制区域（案）



区分	面積 (km ²)	三重県全域に対する面積比
三重県全域	5,774.48	—
宅地造成等工事規制区域	1,290.93	22.4%
特定盛土等規制区域	4,483.55	77.6%

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく 規制区域の指定について

スケジュール

令和5年度まで

令和6年度

令和7年度

12月

5月

8月

10月

12月

2月

5月

盛土規制法公布 令和4年5月27日

盛土規制法施行 令和5年5月26日

（法概要説明）
常任委員会

HPへの掲載（法概要）

学識経験者への意見聴取

市町へのヒアリング

（規制区域案説明）
常任委員会

規制区域指定

許可等関連事務

規制区域案の検討

周知（関係団体への説明、HPへの掲載）

パブリックコメント

市町との調整

区域指定の手続き